

● 許可申請に必要な書類

書類の名称	附属書類	内 容 等	区 分		備 考
			宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
1.許可申請書		・申請者、工事の概要 等を記載	要	要	(省令第 7 条第 1 項)
2.設計者資格 証明書	卒業証明書	・高さが 5mを超える擁 壁の設置	左 記 の 設 計 を す る と き は 要	左 記 の 設 計 を す る と き は 要	設計者の資格は、「3 － 3 資格を有する者 の設計対象、設計者 資格」を参照のこと
	実務経歴証明 書	・盛土又は切土をする 土地の面積が 1,500			
	資格、免許等の 写し	mを超える土地におけ る排水施設の設置			
3.構造計算書		・擁壁又は崖面崩壊防 止施設の概要（注 1） ・構造計画、応力算定 及び断面算定	備考に該 当する場 合は要	備考に該 当する場 合は要	・鉄筋コンクリート造、 無筋コンクリート造の 擁壁を設置する場合 （省令第 7 条第 1 項第 2 号） ・崖面崩壊防止施設の 場合 （政令第 14 条、省 令第 31 条）
		・措置の概要、構造計 画、応力算定及び断 面計算等	－	備考に該 当する場 合は要	・土石の堆積を行う面 （鋼板等を使用した ものであって、勾配が 10 分の 1 以下であ るものに限る。）を有 する堅固な構造物、 又は、堆積した土石 の滑動を防ぐため又は 滑動する堆積した土 石を支えるための構造 物を設置等する場合 （省令第 7 条第 2 項 第 2 号、第 32 条）
			－	備考に該 当する場 合は要	・堆積した土石の周囲 にその高さを超える鋼 矢板等の設置措置を 講ずる場合 （省令第 7 条第 2 項 第 3 号、第 34 条第 1 項第 1 号）

書類の名称	附属書類	内 容 等	区 分		備 考
			宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
4.地盤、崖面及 び渓流等にお ける盛土の安 定計算書		・土質試験その他の調査 ・試験に基づく安定計算書	備考に該当する場合は要	－	・災害の生じるおそれ 特に大きい土地において、高さ 15mを超える盛土をする場合 (省令第 7 条第 1 項第 3 号) ・崖面を擁壁で覆わない場合 (省令第 7 条第 1 項第 4 号)
		・盛土の安定計算書	備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	・渓流等において盛土をする場合
5.土量計算書		・盛土又は切土の土量計算書	要	要	・平面図、断面図を元に作成など
6.その他審査に 必要な書類	許認可等の写し	・他の法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類	要	要	
	委任状	・正本副本それぞれ申請者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印 ・実印の場合は印鑑証明書、自署の場合は住民票を添付	備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	・代理人が申請を行う場合 ・印鑑証明書・住民票は受付日より3ヶ月以内のもの（市町村経由する場合、市町村受付日より）
	土地・工作物登記事項証明書	・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行区域内の土地・工作物登記事項証明書	要	要	受付日より 3 ヶ月以内のもの（市町村経由する場合、市町村受付日より）（細則第 4 条第 6 号）
	大臣認定擁壁	・認定書 ・計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類	当該擁壁を使用する場合は要	当該擁壁を使用する場合は要	(政令第 17 条)

書類の名称	附属書類	内 容 等	区 分		備 考
			宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
6.その他審査に 必要な書類	工事主の資力・ 信用に関する書 類	〈共通事項〉 ・資金計画書 ・預金残高証明書 ・資金借入又は融資証 明書 〈個人の場合〉 ・住民票又は個人番号 カード（番号を黒塗り したもの）の写し ・最近３年間の所得税 の納税証明書 〈法人の場合〉 ・登記事項証明書 ・事業経歴書 ・①役員の住民票又は 個人番号カード（番 号を黒塗りしたもの） の写し ・発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株 式を有する株主又は 出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する 出資をしている者がい る場合は、該当するも のの上記①及び当該 株主の有する株式の 数又は出資の金額が 確認できる書類 ・最近３年間の貸借対 照表、損益計算書、 株主（社員）資本 等変動計算書、個別 注記表及び法人税、 法人事業税の納税証 明書	要	要	（省令第 7 条第 1 項 第 7 号～第 9 号、細 則第 4 条第 2 号、第 3 号）
	工事施行者の能 力に関する書類	・法人の登記事項 証明書 ・事業経歴書 ・建設業の許可証明書	要	要	（本法第 12 条第 2 項第 3 号及び第 30 条 第 2 項第 3 号、細則 第 4 条第 4 号）

書類の名称	附属書類	内 容 等	区 分		備 考
			宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
6.その他審査に 必要な書類	申請地及びその 周辺の写真		要	要	(省令第7条第1項 第6号)
	宅地造成、特定 盛土等及び土石 の堆積に関する 工事施行同意書 (印鑑証明書)	・宅地造成、特定盛土 等及び土石の堆積に 関する工事区域内の 土地またはその土地に ある工作物について、 造成事業の施行の妨 げとなる権利を有する 者の同意を得なければ ならない場合に、それ らの者の同意を得た ことを証する書類(同 意書、同意者の印鑑証 明、同意者の資格証明 書(法人の場合))	要	要	妨げとなる権利とは所 有権、地上権、質権、 賃借権、使用貸借によ る権利又はその他の使 用及び収益を目的とす る権利等がある (省令第7条第1項 第10号、細則第4条 第5号)
	住民への周知措 置を講じたことを 証する書面 (注2)	○住民周知の範囲 ・(注3)の表に示す 範囲 ○開催方法毎の必要 書類 〈説明会開催の場合〉 ・開催の周知範囲が分 かる位置図等 ・開催案内及び開催結 果が分かる資料(議 事録または議事要 約、説明会に用いた 資料等) 〈書面配布の場合〉 ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位 置図等 〈掲示及びインターネットによる場合〉 ・掲示場所が分かる位 置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し (URL含む)	要	要	(省令第6条、第7 条第1項第11号) ・周知する工事の内容 ①工事主の氏名又は 名称 ②工事が施行される土 地の所在地 ③工事施行者の氏名 又は名称 ④工事の着手予定日 及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高 さ(土石の堆積の最 大堆積高さ) ⑥盛土又は切土をする 土地の面積(土石 の堆積を行う土地の 面積) ⑦盛土又は切土の土 量(土石の堆積の 最大堆積土量)

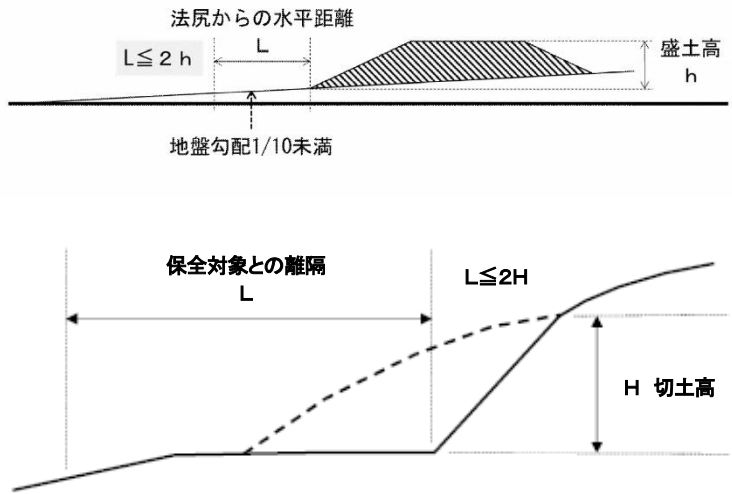
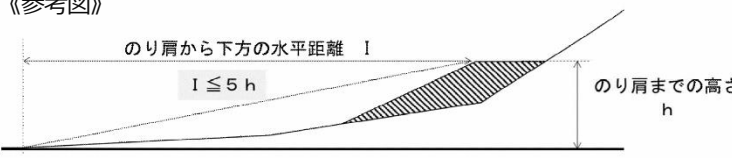
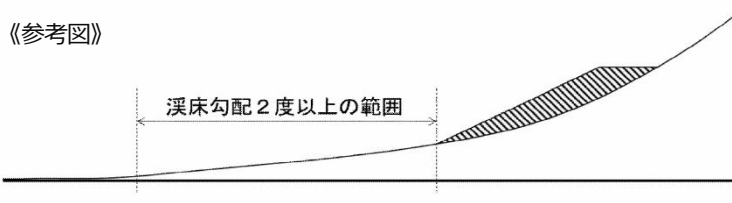
書類の名称	附属書類	内 容 等	区 分		備 考
			宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
6.その他審査に 必要な書類	工事主の誓約書 (注4)	・破産手続の決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約 ・暴力団員との関係を有しないことの誓約	要	要	

注 1：崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付して下さい。

注 2：次にあげる土地において政令第 3 条に規定する盛土等を行う場合は、説明会開催が要件となります。

・政令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地（渓流等）

注 3 :

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（※参考図 L の範囲） 《参考図》  法尻からの水平距離 $L \leq 2h$ 盛土高 h 地盤勾配1/10未満 保全対象との離隔 L $L \leq 2H$ H 切土高
腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図 I の範囲） 《参考図》  のり肩から下方の水平距離 I $I \leq 5h$ のり肩までの高さ h
①省令第 6 条第 1 項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ 15m を超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	・下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲（※参考図） 《参考図》  溪床勾配 2 度以上の範囲

注 4 : 様式は、次の大阪府ホームページで公表しています。

https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa2/morido/index.html

● 許可申請に必要な図書

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
1.位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	要	要	(省令第7条第1項 第1号)
2.地形図	・方位及び土地の境界線 (赤枠で囲むこと)	1/2,500 以上	要	要	等高線は、2mの標高 差を示すものとするこ と。 (省令第7条第1項 第1号)
3.平面図	・方位及び土地の境界線並 びに、盛土（赤色で着色） 又は切土（黄色で着色） をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止 施設、排水施設及び地滑り 抑止ぐい又はグラウンドアンカ ーその他の土留の位置	1/2,500 以上	要	－	断面図を作成した箇所 に断面図と照合できる ように記号を付するこ と。 植栽、芝張り等の措置 を行う必要がない場合 は、その旨を付するこ と。 擁壁、崖面崩壊防止 施設及び排水施設に ついては、申請書と照 合できるように番号を 付すること。 (省令第7条第1項 第1号)
	・方位及び土地の境界線並 びに勾配が10分の1を超 える土地における堆積した 土石の崩壊を防止するた めの措置を講ずる位置及び当 該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これ に類するものを設置する位 置、雨水その他の地表水を 有効に排除する措置を講ず る位置及び当該措置の内 容 ・堆積した土石の崩壊に伴う 土砂の流出を防止する措置 を講ずる位置及び当該措置 の内容	1/500 以上	－	要	断面図を作成した箇所 に断面図と照合できる ように記号を付するこ と。 空地、雨水その他の地 表水による堆積した土 石の崩壊を防止するた めの措置及び堆積した 土石の崩壊に伴う土砂 の流出を防止する措置 については、申請書と 照合できるように番号 を付すること。 (省令第7条第2項 第1号)

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
4.断面図	・盛土又は切土をする前後の 地盤面	1/2,500 以上	要	－	高低差の著しい箇所について作成すること。 (省令第7条第1項第1号)
	・土石の堆積を行う土地の地 盤面	1/500 以上	－	要	申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように断面図を作成すること。(省令第7条第2項第1号)
5.排水施設の平面図	・排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐出口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	要	－	汚水・雨水を区分すること。 流量計算書及び流域図を添付すること。 土石の堆積については、平面図に記載すること (省令第7条第1項第1号)
6.崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	要	－	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 (省令第7条第1項第1号)
7.擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	要	堆 積 した 土石の崩 壊に伴う土 砂の流出 を防止する 措置等とし て設置する 場合は要	コンクリート擁壁の場合は構造計算書を添付のこと。 (省令第7条第1項第1号)
8.擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料、内径、透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	－	(省令第7条第1項第1号)

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
9.崖面崩壊防 止施設の断面 図	・崖面崩壊防止施設の寸法 及び勾配、崖面崩壊防止 施設の材料の種類及び寸 法、崖面崩壊防止施設を 設置する前後の地盤面、基 礎地盤の土質並びに透水 層の位置及び寸法	1/50 以上	要	－	(省令第7条第1項 第1号)
10.崖面崩壊防 止施設の背面 図	・崖面崩壊防止施設の寸 法、水抜穴の位置、材料及 び内径並びに透水層の位 置及び寸法	1/50 以上	要	－	(省令第7条第1項 第1号)
11.土地の公図 の写し	・土地の境界（赤枠で囲むこ と）並びに土地の地番を示 すこと。		要	要	謄写者、謄写場所、 謄写年月日を記入す ること。 (細則第4条第7 号)
12.現況地番図	・同上		要	要	所有権者名及び地目 を記入すること。
13.排水施設構 造図	・構造詳細図	1/50 以上	要	要	
14.防災計画平 面図	・防災工事計画の詳細	1/500 以上	要	－	
15.防災施設構 造図	・同上	1/50 以上	要	－	
16.丈量図	・許可申請に関連のある土地 の全面積、盛土又は切土を する土地の面積	1/500 以上	要	要	(細則第4条第1 号)